

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成30年8月23日（平成30年（行情）諮問第373号）

答申日：平成31年1月23日（平成30年度（行情）答申第392号）

事件名：大阪矯正管区内の刑事施設の職員名簿の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書12（以下、順に「文書1」ないし「文書12」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年5月17日付け大管発第1447号により大阪矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、審査請求する。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）審査請求書

原処分は、開示対象を、刑事施設の「部長以上」としているが、「法務省人企第43号（平成29年4月1日）」等により、「課長以上」の職制上の氏名は開示すべきである。

警察庁では、警部以上を開示対象としており、法務省本省においても、同等の職制を開示している。

刑事施設においても、同等の看守長以上を開示対象にすべきである。

##### （2）意見書（添付資料は省略）

刑事施設と同じ法律で運営（刑事施設及び被収容者の処遇等に関する法律）される、都道府県の留置場職員について、刑事施設と同様の主張があり得ようが、警部以上の階級にあるものの氏名を法により、公開（開示）請求があった際の開示対象としている。また、人事異動については、新聞に警部補以上の者の氏名・所属を明らかにしている。看守と警察官では、直接的に、逮捕、勾留、起訴前捜査を担当した警察官の方が、被収容者らの報復感情が高いことは、心理学的考察から明白である。

ところが、ここ数年は、少なくとも、逮捕・勾留手続に対する警察官への報復が行われたという事例の報告はない。（俗に言うお礼参り）

相手方は、「報復を示唆」との表現にとどめられており、同様に実際

の実害は発生していないことがうかがえる。

また、従来（3～4年前）までは、「職員録」の記載に関係なく、全ての刑事施設において、職員名簿の開示請求に対し、「看守長」の職位にある者以上の氏名が公開されており、「いつ、誰が請求しても、同様の（同一の）開示対象文書が開示される」という、法の趣旨に相手方の対応は反するもので、許されるものではない。

留置場勤務者と刑事施設看守の業務は、その多くが重複するもので、看守にのみ不当な圧力、中傷、攻撃等が行われる可能性はないに等しい。

「ないに等しい」故に「示唆」にとどまっているのである。

不当な圧力、中傷、攻撃が加えられるのは、むしろ被収容者側であり、壁の中で外部と遮断されていることをいいことに発生した、特定刑事施設Mでの殺人（看守による集団暴行）、特定刑事施設Cでの年金等請求書の意図的な廃棄（手続が面倒とシュレッダー）、特定刑事施設Lでの凍死等、看守から被収容者に対する圧力、中傷、攻撃は枚挙にいとまがない。

法務省が職員の名前を秘匿するのは、資料2のとおり、「当該日時に勤務した主任が存在する公文書が存在」するのに、証人尋問で、不法行為が露呈するのをおそれ、資料1のような虚偽回答を行う体質そのものにある。

一連の法務省の対応は、法の趣旨に反し、正当な手段で被害回復を求める国民の権利を侵害するもので、法5条4号、6号該当主張は、単なる言い逃れで、悪事の露呈を防ごうとしているだけであり、理由はない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、行政文書開示請求書により開示請求し、平成30年5月17日付け大管発第1447号行政文書開示決定通知書により、別紙に掲げる行政文書の一部開示決定（原処分）を行ったものであり、審査請求人は、文書1から文書12まで（本件対象文書）に記録された特定刑事施設で勤務する職員の氏名の一部（以下「本件不開示部分」という。）を不開示としたことについて、本件不開示部分の開示を求めていることから、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

#### 2 不開示情報該当性について

本件不開示部分には、特定刑事施設Aないし特定刑事施設Lに勤務する職員の氏名が記録されているところ、刑事施設においては、被収容者が、収容中の処遇等に対する不満ゆえに、特定の職員やその家族に対し、釈放後自ら又は関係者への働きかけによる報復を示唆する事案等が数多く発生しており、こうした状況において、刑事施設で勤務する職員の氏名等を開示した場合、被収容者又はその関係者等から当該職員又はその家族に対し、

不当な圧力や中傷，攻撃等が加えられるおそれは相当程度高い。

しかも，本件不開示部分に記載されている職員の氏名は，開示請求の対象となる行政文書を作成した時点において発刊されていた，国立印刷局編「職員録」（以下「職員録」という。）に掲載されていないことから，一般的に秘匿性が高く，これを開示した場合，当該職員等に対する不当な圧力等が加えられるおそれはより高まる。

このような事態に至れば，刑事施設における保安事故や職員のろう絡事案等の刑の執行を阻害する異常事態が発生するおそれも否定できず，公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから，本件不開示部分は法5条4号の不開示情報に該当する。

また，刑事施設では，各職員の覇気を高め，施設全体の高い士気を維持することが，適正な被収容者処遇及び施設の管理運営上不可欠であるが，職員の氏名等を開示すれば，上記の圧力等を懸念した職員が職務に消極的になって，施設全体の士気の低下を招き，矯正行政の適正な遂行に支障を生じるから，本件不開示部分は法5条6号の不開示情報にも該当する。

- 3 以上のとおり，本件不開示部分は，法5条4号及び6号に規定する不開示情報に該当すると認められることから，原処分は妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- |              |                   |
|--------------|-------------------|
| ① 平成30年8月23日 | 諮問の受理             |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受     |
| ③ 同年9月10日    | 審議                |
| ④ 同年10月4日    | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ⑤ 平成31年1月11日 | 本件対象文書の見分及び審議     |
| ⑥ 同月21日      | 審議                |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は，文書1ないし文書12であるところ，処分庁は，その一部について，法5条1号，4号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。すなわち，原処分は，①文書1ないし文書12につき，特定刑事施設Aないし特定刑事施設Lに勤務する課長相当職以下の職員の氏名を不開示（法5条4号及び6号該当）とし，②文書1ないし文書10及び文書12につき，一般には公開されていない特定刑事施設Aないし特定刑事施設J及び特定刑事施設Lの電話番号を不開示（同号該当）とし，③文書1，文書2及び文書8ないし文書10につき，特定刑事施設A，特定刑事施設B及び特定刑事施設Hないし特定刑事施設Jに勤務する職員個人の勤務状況に関する情報を不開示（同条1号該当。ただし，同号ただし書イに該当する部分を除く。）としている。

これに対し、審査請求人は、上記①の不開示部分のうち、課長相当職の職員の氏名（これが本件不開示部分に当たる。）の開示を求めていると解されるところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 上記1①の不開示部分には、特定刑事施設Aないし特定刑事施設Lに勤務する課長相当職以下の職員の氏名が記載されていると認められる。
- (2) 諮問庁は、刑事施設においては、被収容者が、収容中の処遇等に対する不満ゆえに、特定の職員やその家族に対し、釈放後自ら又は関係者等への働き掛けによる報復を示唆する事案等が数多く発生している旨説明するところ、この説明を覆すに足りる事情はなく、したがって、刑事施設で勤務する職員の職務の性質等を考慮すると、こうした状況において、上記(1)の刑事施設に勤務する職員（課長相当職の職員を含む。）の氏名等を公にした場合、被収容者又はその関係者等から当該職員又はその家族に対し、不当な圧力や中傷、攻撃等が加えられるおそれは相当程度高い旨の諮問庁の説明も、首肯できる。
- (3) そして、当審査会事務局職員をして職員録を確認させたところ、文書1ないし文書12で氏名を不開示とされている特定刑事施設Aないし特定刑事施設Lに勤務する課長相当職の職員を含む職員については、いずれも、文書1ないし文書12が作成された時点において発刊されていた職員録（平成29年版）にその氏名が掲載されていないと認められる。
- (4) なお、審査請求人は、従来（3～4年前）は、「職員録」の記載に関係なく、全ての刑事施設において、職員名簿の開示請求に対し、「看守長」の職位にある者以上の氏名が公開されていた旨主張するところ、当審査会事務局職員をして平成28年版の職員録も確認させたところによると、当該職員録には、刑事施設に勤務する課長相当職の職員の氏名も掲載されていることが認められ、平成28年版以前の職員録には、課長相当職の職員の氏名も掲載されていて、法3条の規定に基づく開示請求によりその氏名が開示されていたことはうかがえるが、そうであっても、刑事施設で勤務する職員の職務の性質や実情等に鑑みれば、刑事施設の課長相当職の職員の氏名についても、これを公にした場合、当該職員又はその家族に対し、被収容者又はその関係者等から不当な圧力や中傷、攻撃等が加えられるおそれは相当程度高まると認められ、このような事情に照らせば、平成28年版以前の職員録に課長相当職の職員の氏名が掲載されていて、その氏名が開示されていたとしても、上記(2)の結論が左右されるものではない。
- (5) 以上によれば、本件不開示部分に記載された課長相当職の職員の氏名

を公にすると、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるから、上記の課長相当職の職員の氏名（本件不開示部分）は、法5条4号の不開示情報に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、4号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同条4号に該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第1部会）

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙（本件対象文書）

- 文書 1 「職員名簿」（ただし、慣行として公にしている当該職員の氏名が記載された部分）（特定年月日 特定刑事施設 A）
- 文書 2 「職員名簿」（ただし、慣行として公にしている当該職員の氏名が記載された部分）（特定年月日 特定刑事施設 B）
- 文書 3 「職員名簿」（ただし、慣行として公にしている当該職員の氏名が記載された部分）（特定年月日 特定刑事施設 C）
- 文書 4 「職員名簿」（ただし、慣行として公にしている当該職員の氏名が記載された部分）（特定年月日 特定刑事施設 D）
- 文書 5 「職員名簿」（ただし、慣行として公にしている当該職員の氏名が記載された部分）（特定年月日 特定刑事施設 E）
- 文書 6 「職員名簿」（ただし、慣行として公にしている当該職員の氏名が記載された部分）（特定年月日 特定刑事施設 F）
- 文書 7 「職員名簿」（ただし、慣行として公にしている当該職員の氏名が記載された部分）（特定年月日 特定刑事施設 G）
- 文書 8 「職員名簿」（ただし、慣行として公にしている当該職員の氏名が記載された部分）（特定年月日 特定刑事施設 H）
- 文書 9 「職員名簿」（ただし、慣行として公にしている当該職員の氏名が記載された部分）（特定年月日 特定刑事施設 I）
- 文書 10 「職員名簿」（ただし、慣行として公にしている当該職員の氏名が記載された部分）（特定年月日 特定刑事施設 J）
- 文書 11 「職員名簿」（ただし、慣行として公にしている当該職員の氏名が記載された部分）（特定年月日 特定刑事施設 K）
- 文書 12 「職員名簿」（ただし、慣行として公にしている当該職員の氏名が記載された部分）（特定年月日 特定刑事施設 L）